第3章 施策の進め方

1 人権啓発・人権教育

(1)人権啓発

人権問題を正しく理解するためには、多くの区民に、人権について考える機会を提供し、差別や偏見の事象を具体的なテーマとして取り上げ、人権啓発を行う必要があります。墨田区ではこれまで、人権全般に係る理念や、個別の人権課題を取りあげた講演会や講座等のイベントの開催、啓発冊子やホームページ、区報への掲載等を通して、人権啓発に努めてきました。今後も、区民の人権問題に対する理解を一層深めるため、啓発活動の充実・強化を図ります。また、コロナ禍においては、屋内における集合型の啓発事業が制限されるなど、啓発方法に関する課題が顕在化しました。今後は、従来どおりの集合型の講演会に加えて、オンライン配信による講演会や講座の開催、SNSやホームページを活用した啓発等、さまざまな手法による啓発活動の推進に努めます。

さらに、定期的に人権に関する区民意識調査を実施して、人権意識の浸透や啓発の効果 を確認し、より有効な啓発方法を調査・研究します。

(2)人権教育

人権尊重の意識が社会全体に広く浸透するためには、学校教育や社会教育における人権 教育・学習の推進が不可欠です。

学校教育では、児童・生徒の発達段階や理解度に応じて、多様性の尊重に配慮した、人権尊重の意識を高めるための学習機会の充実を図ることが求められています。墨田区教育委員会では、「すみだ教育指針」を策定し、一人ひとりの子どもに応じた指導により、豊かな人間性と健やかな体を育てることを目標の一つとして掲げ、人権教育を基調とした教育を行っています。今後も、全学校の人権教育担当教員を中心とした教職員の人権教育研修・研究活動等を通して、教職員の人権意識の向上や理解促進を図り、人権教育の充実を図ります。

また、社会教育においては、人権尊重を基盤に、さまざまな人権問題について、正しい 理解を推進するため、人権週間における人権講演会や人権啓発イベント等を通じて、区民 の皆様に広く学習していただく機会を提供しています。

2 人権研修

(1)職員研修

行政の仕事は全て人権に深い関わりを持つことから、職員一人ひとりが、行政の職務を 自覚し、日頃から区民の人権に配慮できるような人権感覚を身につける必要があります。

墨田区では、職員の人権意識の向上を図るため、さまざまな人権問題に関する人権研修を行っています。研修内容は、事例・グループ討議を中心とした参加型の手法を採用しています。今後はさらに工夫を重ね、効果的な内容となるよう各種手法を取り入れ、研修内容の充実を図ります。

(2) 事業者研修

墨田区では、指定管理者や業務委託事業者をはじめ、障害者就労支援センター職員、介護保険事業者を対象とした、人権研修を毎年行っています。研修内容は、企業におけるハラスメント等や、障害のある人、高齢者に対する虐待等のほか、さまざまな人権問題について取り上げています。今後は、より効果的に人権問題への正しい理解と認識を深められるような研修内容の充実に努めます。

また、国や東京都で実施している事業者向け研修の周知に努めます。

3 相談・支援

人権を侵害された場合や、侵害されるおそれがある場合は、被害にあっている方がいち早く専門的な相談窓口につながり、適切な支援を受けることが大切です。墨田区では、各所管課が行っている相談窓口のほか、総合的な人権問題に対する相談事業として「法律・人権相談」を実施しています。しかし、近年では、社会・経済状況の変化等により人権問題も多様化、複雑化しており、相談体制の充実や支援体制の強化が求められています。

こうした状況に対応するために、区内の相談体制の充実に努めるとともに、法務局や東京都等の公的機関、NPO法人や弁護士会等の関係団体が設置する相談窓口との連携や活用を図り、さまざまな人権問題に対応します。さらに、被害にあっている方がいち早く相談窓口に相談することができるように、引き続き、区内外を含めた相談窓口や支援情報の一層の周知を図ります。

4 連携・協働

(1)連携

近年のインターネットによる人権侵害に代表されるように広域的な対応が必要となる人権課題を解決するためには、国や東京都との適切な役割分担の下、連携した対応が求められます。また、複雑化・多様化している人権問題には、区独自で解決に向けた対応を図るのではなく、近隣区等との情報共有を図りながら、連携して対応を行う必要があります。

墨田区では、国や東京都、近隣区等との情報共有を図りながら人権問題の早期解決に努めてきました。今後も、積極的な情報共有を図り、さらなる連携強化に努めます。

(2)協働

人権問題が複雑化・多様化している中で、人権尊重の理念を地域のあらゆる活動に浸透させ、定着させるためには、区民をはじめ企業、団体等あらゆる組織と協働して人と人とのつながりを強めつつ、人権施策の推進に取り組む必要があります。そのため、人権擁護委員やボランティア団体のすみだ人権啓発センター、民生・児童委員、保護司等の団体と協働した人権啓発活動の推進を図ります。必要に応じて、専門的な知識やノウハウを有する NPO 法人等の関係団体と協働しながら人権施策の推進に取り組みます。

また、人権に関わる取組は、行政が全てを担うものではなく、広く社会を支え活動する 企業等も主体的に取り組むことが期待されています。企業等が自主的に従業員に向けた研 修会や講演会を行うよう、機会を捉えて、人権啓発活動や人権研修の支援を行うなど、人 権施策における協働を推進していきます。

5 推進体制

人権啓発の推進に当たっては、本計画の趣旨を踏まえて、各部局において、組織横断的に取組を図る必要があります。そのためには、さまざまな人権問題に取り組む庁内外の人権に関する各種委員会や協議会等を開催し、情報の共有や人権問題の解決を促進するための諸条件の整備を図ります。また、人権を取り巻く社会状況等を勘案しながら、広範な人権問題に対応する窓口や相談機能の充実、情報交換など、効果的な啓発の推進に努めます。

3章に関連する施策

事業名	事業内容
●中学生区議会 [広報広聴担当]	毎年度、今後の社会情勢や中学生の関心度、区の方針等を踏まえなが ら、「子育て・高齢者」、「まちづくり・防災」、「おもてなし」などさま ざまなテーマを定めて実施します。
●広報紙、公式 SNS、CATV 等による人権啓発 [広報広聴担当] [人権同和・男女共同参画課]	区のお知らせに、毎年3回程度の「人権コラム」と、毎年12月に「人権特集号」を掲載しており、これらは、区HPにも掲載します。また、所管課からの情報提供があれば、区のSNSや、CATV等でも配信します。
●人権相談の実施 [広報広聴担当] [人権同和・男女共同参画課]	区役所1階の区民相談室にて、毎週月・水・金曜日に、弁護士による 法律・人権相談を実施します。
●人権擁護委員の活動支援(人権の花運動、人権作文、子どもたちの人権メッセージ、小中学校での人権教室、人権講演会) [人権同和・男女共同参画課]	法務省から委嘱された人権擁護委員と一緒に、毎年、区立の小学校を 対象に「人権の花運動」と「子どもたちの人権メッセージ」、区立の中 学校を対象に「人権作文」を実施します。
●すみだ人権啓発センターの活動支援 [人権同和・男女共同参画課]	区のボランティア団体である、すみだ人権啓発センターと一緒に、すみだまつり・こどもまつり等のイベントで、人権啓発活動を行います。
●差別事象対応マニュアルの周知 [人権同和・男女共同参画課]	区内で発生した差別事象や差別落書き等への対応マニュアルを作成 し、毎年度初めに、区職員に対して周知します。
●人権啓発冊子の発行 [人権同和・男女共同参画課]	人権意識の向上を図るため、3年に1度、さまざまな人権問題について掲載した人権啓発冊子「人権感覚」を作成し、講演会等で配布します。
●人権に関する区民意識調査の実施 [人権同和・男女共同参画課]	人権意識の浸透や啓発の効果を確認するために、5年に1度区民を対象とした「人権に関する区民意識調査」を行います。
●人権講演会・人権作文発表会の開催 [人権同和・男女共同参画課] [地域教育支援課]	毎年2月に、人権擁護委員及びすみだ人権啓発センターが主催、墨田 区及び墨田区教育委員会が共催で、人権講演会を開催します。また、 人権作文コンテスト区内代表生徒による作文の発表会も併せて実施 します。
●人権関係研修の実施(指定管理者、業務 委託事業者向け) [人権同和・男女共同参画課]	毎年2月に、区の指定管理者の職員及び業務委託事業者の職員を対象 に人権同和研修を実施します。
●こども人権まつり[社会福祉会館]●きねがわスタンプラリー	毎年7月に、児童の健全育成を目的とした、こども人権まつりを実施します。 毎年10月に、都立皮革技術センターと産業・教育資料室きねがわと
[社会福祉会館] ●人権フェスティバル(人権講演会、親	日本 10 月に、福立及事長州センテーと産業 教育資料主されがわる 合同で実施します。 毎年 12 月に、人権講演会、親子でハッピータイム、皮革工芸教室を
子でハッピータイム、皮革工芸教室) [社会福祉会館] ●人権関係研修の実施(新任、現任、主	同時に実施します。 毎年度、各職層での人権問題や男女共同参画等に関する研修を実施し
任、係長の各職層研修、職員への講演 会、清掃職員向けの研修の実施) [職員課]	ます。また、毎年、職員を対象とした講演会を実施します。
●民生委員・児童委員活動の支援 [厚生課]	民生委員・児童委員の活動をさまざまな形で支援します。
●墨田区社会福祉協議会の権利擁護相談 等への支援 [厚生課]	すみだ福祉サービス権利擁護センターにて、弁護士による法律相談等 への支援を行います。
●地域福祉プラットフォームの設置 [厚生課]	地域住民が地域社会から孤立することを防ぐ居場所や、地域における 多世代交流や多様な活躍の場として、気軽に立ち寄ることができる地 域の拠点を整備します。 コミュニティ・ソーシャル・ワーカーが常駐し、地域の気軽な相談場
	所としての機能も有しています。

●人権関係研修の実施(障害者就労支援センター職員向け) [障害者福祉課]	毎年7月に、すみだ障害者就労支援総合センターの職員を対象に人権研修を実施します。
●人権関係研修の実施(介護保険事業者向け) [介護保険課]	年に1回、区内の介護保険事業者の職員を対象に人権同和研修を実施 します。
●人権教育推進連絡協議会の開催 [指導室]	年に3回、区内の全幼稚園・小中学校の人権教育担当教員がさまざま な人権問題について協議する協議会を実施します。
●墨田区人権尊重教育実践発表会の開催 [指導室]	区内の東京都教育委員会人権尊重教育推進校である、八広小学校、梅 若小学校、吾嬬第二中学校の人権教育についての発表会を開催しま す。
●人権教育実践事例集の作成 [指導室]	区内の東京都教育委員会人権尊重教育推進校である、八広小学校、梅 若小学校、吾嬬第二中学校の人権教育についての取組をまとめた冊子 を作成し、区内の全幼稚園・小中学校に配付します。

人権に関連した主な強調月間及び週間等一覧

	若年層の性暴力被害予防月間		
4月	2 日	世界自閉症啓発デー	
	2 日∼8 日	発達障害啓発週間	
5月	1日~7日	憲法週間 (5月3日は憲法記念日)	
	5日~11日	児童福祉週間(5月5日はこどもの日)	
	男女雇用機会均等月間、外国力	、	
6 H	1日	人権擁護委員の日	
6月	22 日	らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日	
	23 日~29 日	男女共同参画週間	
	社会を明るくする運動強調月間、再犯防止啓発月間		
7月	1日	更生保護の日	
	30 日	人身取引反対世界デー	
8月	夏休み期間明けの前後1週間	全国一斉「子どもの人権 110 番」強化週間	
	障害者雇用支援月間		
	10 日	世界自殺予防デー	
9月	10 日~16 日	自殺予防週間	
	15 日~21 日	老人週間(9月 15 日は老人の日)	
	21 日	国際平和デー	
	高年齢者雇用支援月間		
10 月	1日	国際高齢者デー	
	10 日	世界メンタルヘルスデー	
	児童虐待防止推進月間		
	12 日~25 日	女性に対する暴力をなくす運動期間	
11月	19 日	国際男性デー	
	25 日	女性に対する暴力撤廃の国際デー	
	25 日~12 月 1 日	犯罪被害者週間	
	職場のハラスメント撲滅月間		
	1日	世界エイズデー	
	3 日	国際障害者デー	
12月	3日~9日	障害者週間	
	4日~10日	人権週間	
	10 日	人権デー	
	10 日~16 日	北朝鮮人権侵害問題啓発週間	
1月	最終日曜日	世界ハンセン病の日	
2月			
3月	自殺対策強化月間		
	8日	国際女性デー	
	21 日	国際人種差別撤廃デー	